



第2次寒川町教育振興基本計画（案）

寒川町自治基本条例に基づく

パブリックコメント(町民意見の公募)

概要版

(意見募集期間)

令和3年7月1日(木)～令和3年7月30日(金)まで

みなさまのご意見をお待ちしています

町では、教育基本法第17条第2項に基づき、国の「第3期教育振興基本計画」を参考にしつつ、「寒川町総合計画2040」「寒川町教育大綱」との整合を図りながら、寒川町の教育振興のための施策に関する基本的な計画を策定しています。

このたび、第1次基本計画の計画期間の終了を迎えたことから、その内容を検証するとともに、社会状況の変化を見据えながら、より効果的で効率的な教育行政を進めていくため、第1次計画に引き続き、学校教育と社会教育を2本柱とした「第2次寒川町教育振興基本計画」の策定に取り組んでいるところです。

みなさまのご意見をいただきながら、共に町の教育を進めてまいりたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

計画の期間

本計画(基本計画)の期間は、令和3(2021)年度を初年度とし、令和10(2028)年度を最終年度とする8年間とします。具体的内容を定める実施計画については、令和3(2021)年度から令和6(2024)年度までの4年間で前期、令和7(2025)年度から令和10(2028)年度までの4年間で後期としています。

関連する計画の進行年度

計画		年度									
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	
寒川町教育大綱		(改定前)	(改定後)				(次回改定)				
寒川町総合計画	基本計画	9年 ～2020	20年計画(～2040)								
	実施計画	第3次	第1次			第2次					
寒川学びプラン	基本計画	15年 第1次	4年計画 第2次			4年計画 第3次					
	実施計画	5年 第3期									
寒川町教育振興基本計画	基本計画	5年 (改定後)	8年計画 第2次								
	実施計画	3年 後期	4年 前期			4年 後期					

基本理念

よく学び

よく遊び

よく生きる

～自立（豊かな自己を生涯にわたって育てること）と
共生（人と人とのつながりを育むこと）をめざして～

学校教育

知（確かな学力）徳（豊かな心）体（健やかな体）の
調和のとれた生きる力を育む

家庭教育

心をこめて時間をかけて
子育てを通して自分も育つ

社会教育

学びの成果を生かした豊かで活力のある地域社会実現
のための支援をする

地域

人づくり

『学び』と『遊び』
を通した人格の形
成

絆づくり

『学び』と『遊び』
を通した人と人との
つながり

まちづくり

『学び』と『遊び』
を通した住民の主
体的参画による地
域課題解決

『学び』と『遊び』を支援する学習機会、支援体制、施設設備の充実

昔から、「よく学び、よく遊べ」と言われます。教育の目的は、人格の完成であり、「学び」と「遊び」を通して形成されます。寒川町の教育では、「学び」と「遊び」の充実により、自立と共生の双方が同時に高められることを「よく生きる」と捉えます。

教育基本法には、家庭教育の役割として、保護者が子どもたちの教育について第一義的責任を有し、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとされています。一方、近年の家庭環境の多様化に伴い、課題も指摘されており、学校教育や社会教育として家庭教育の自主性を尊重しつつ、地域と共に環境づくりを通じて、教育の充実を図ることが必要です。

基本目標【8年後のめざす姿】

I 学校教育

学校教育においては、基本理念を実現するため、8年後のめざす子どもたちの姿として、不易（時代を超えてめざすべきこと）と流行（時代に応じてめざすべきこと）といった、2つの側面から基本目標を定めます。

【不易】自分の力で未来を切り拓いていけるよう、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな心身）の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち

【流行】予測困難な時代にあって、情報技術の急速な進展に対応するとともに、多様化する世界を前に、互いの文化的違いや価値を受け入れ、尊重し、新たな関係性を創造することを目指す多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち

II 社会教育

社会教育においては、基本理念を実現するため、8年後のめざす町民の姿として、学びの成果がひとづくり、つながりづくり、まちづくりとつながることを目指し、基本目標を定めます。

町民が地域で学び、その成果がひとづくり、つながりづくり、まちづくりに生かされている

基本方針【8つの柱】

学校教育においては、基本目標を実現するために、まず不易の側面から、「確かな学力を身につけた児童生徒の育成」「豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成」「心身共に健やかな児童生徒の育成」の3点と共に、流行の側面から、「外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成」「情報活用能力を身につけた児童生徒の育成」を加えた5つの実現に向けて取り組むことを基本方針とします。

学校教育

不易(時代を超えてめざすべきこと)

①確かな学力を身につけた児童生徒の育成

将来どのような社会になっても自分の力で問題・課題を発見・解決していく力と学びへの意欲を高めます。

②豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成

自他を尊重する心や物事に感動する心を育むとともに、規範意識や公共の精神を大切にする教育を進めます。

③心身共に健やかな児童生徒の育成

生活習慣や運動の習慣、生活の中での心の整え方など、生きる上で基盤となる健やかな心と体づくりを進めます。

流行(時代に應じてめざすべきこと)

④外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成

外国人指導者の充実により、質の高い外国語授業の展開と学校生活全般における外国語を使用する生活体験を創出します。

⑤情報活用能力等を身につけた児童生徒の育成

情報モラルを含む、コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達できる力を育む教育を進めます。

- ◆個別の支援を必要とする子どもへの体制の整備
- ◆外国語教育の推進及び指導体制の充実
- ◆安全な学校施設・安心して学べる学校環境の整備
- ◆GIGAスクール構想の実現
- ◆教職員の資質向上に向けた研修・研究体制の構築

社会教育においては、基本目標を実現するために、「社会の持続的発展のための学びの推進」、「多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援」、「地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施」の3点を基本方針とし、社会教育関係団体や町長部局など多様な主体と連携しながら、公民館、図書館、文化財学習センターなど地域の学びの場である社会教育施設を拠点に社会教育振興活動の充実に取り組みます。

社会教育

⑥社会の持続的発展のための学びの推進

社会経済環境の変化に対応するために、町民自らが生涯にわたる学びを通じて行動変容や自己実現を促し、町民相互のつながりを深め、地域の持続的発展を支える取組を行います。

⑦多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援

家庭教育は、子どもが安心できる生活環境づくりが大切です。子どもの健やかな成長を地域全体で支えるため、多様な主体が連携協力して、大人と子どもがふれあう機会の充実に図ります。

⑧地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施

町内には貴重な文化財が多数あります。地域の伝統や文化財を通じ、郷土への愛着を育み、後世へ継承するために、保存、研究、普及、啓発活動を進めます。

- ◆多様な主体との連携及び支援
- ◆町長部局との連携
- ◆文化財学習センターの活用
- ◆公民館活動の充実
- ◆図書館活動の充実

計画体系

基本理念

「よく学び」「よく遊び」「よく生きる」～自立と共生をめざして～

基本目標【8年後のめざす姿】

I 学校教育

【不易】知、徳、体の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち

【流行】情報技術の急速な進展への対応し、多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち

II 社会教育

町民が地域で学び、その成果がひとつづくり、つながりづくり、まちづくりに生かされている

前期実施計画

基本方針

重点施策6(☆)・主な施策22

主な取組20

I 学校教育

1 確かな学力を身につけた児童生徒の育成

⑦ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と基礎学力の定着	5 教職員の資質向上事業
⑧ 個に応じたきめ細やかな指導の充実	4 少人数教育推進事業
⑨ 小学校高学年における教科担任制の推進	3 教育活動充実事業
⑩ 全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用	5 教職員の資質向上事業(再掲)
⑪ 読書活動の推進	3 教育活動充実事業(再掲)

2 豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成

⑫ 体験活動の充実	2 豊かな心・文化育成事業
⑬ 道徳教育の推進	2 豊かな心・文化育成事業(再掲)
	5 教職員の資質向上事業(再掲)
⑭ いじめの防止と人権教育の推進	7 教育相談事業
⑮ 不登校児童生徒への支援の充実	7 教育相談事業(再掲)

3 心身ともに健やかな児童生徒の育成

☆ ③ 学校給食センター整備事業	8 学校給食センター整備事業
⑯ 体力の向上	2 豊かな心・文化育成事業(再掲)
⑰ 学校給食・食育の充実	8 学校給食センター整備事業(再掲)

4 外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成

☆ ① 小・中学校グローバル教育推進事業	6 小・中学校グローバル教育推進事業
----------------------	--------------------

5 情報活用能力を身につけた児童生徒の育成

☆ ① 小・中学校グローバル教育推進事業(再掲)	6 小・中学校グローバル教育推進事業(再掲)
--------------------------	------------------------

各基本方針に関わるもの

☆ ② 教職員の資質向上事業	5 教職員の資質向上事業(再掲)
⑱ 地域との連携	5 教職員の資質向上事業(再掲)
⑲ 支援教育の推進	1 特別支援教育推進事業
	7 教育相談事業(再掲)
⑳ 教職員の指導力と学校力の向上	5 教職員の資質向上事業(再掲)
㉑ 学力向上、体力向上に資する教具、教材等の十分な整備	2 豊かな心・文化育成事業(再掲)
	3 教育活動充実事業(再掲)
㉒ 防災教育の推進	3 教育活動充実事業(再掲)
㉓ 学校施設の維持管理	9 学校施設の維持管理

II 社会教育

6 社会の持続的発展のための学びの推進

☆ ④ 公民館運営事業	11 現代的・地域的課題に関する講座等の開催
⑳ 公民館活動の充実	12 ボランティア等と連携・協働する講座等の開催
	13 公民館サークルの育成・支援
	14 だがしや楽校の開催
☆ ⑤ 総合図書館運営事業	15 図書館ボランティアの育成
㉑ 図書館活動の充実	16 団体貸し出し事業、学校図書室との連携
	17 地域の多様な主体との連携・協働
	18 図書館講座の開催
㉒ 社会教育関係団体の支援	10 社会教育関係団体活動支援事業
㉓ 社会教育施設の維持管理	20 社会教育施設の維持管理

7 多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援

☆ ④ 公民館運営事業	11 現代的・地域的課題に関する講座等の開催
⑳ 公民館活動の充実	12 ボランティア等と連携・協働する講座等の開催
	13 公民館サークルの育成・支援
	14 だがしや楽校の開催
☆ ⑤ 総合図書館運営事業	15 図書館ボランティアの育成
㉑ 図書館活動の充実	16 団体貸し出し事業、学校図書室との連携
	17 地域の多様な主体との連携・協働
	18 図書館講座の開催

8 地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施

☆ ⑥ 文化財保護事業	19 文化財学習センター事業
㉒ 文化財学習センターの活用	

資料全編の閲覧方法

寒川町のホームページからご覧いただけます。
HP内で『第2次寒川町教育振興基本計画』と検索。

◆<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/> ▶二次元コードはこちら



※次の場所でも閲覧できます。

- ・寒川役場分庁舎2階（教育政策課） ・寒川町民センター ・寒川町民センター分室
- ・寒川町北部文化福祉会館 ・寒川町南部文化福祉会館 ・寒川町健康管理センター
- ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館) ・寒川総合図書館

ご意見の提出方法について

(提出方法) 閲覧場所で配付する所定の用紙か任意の用紙に記入のうえ、
次の方法で提出ください。

- ① 郵 送：下記宛先まで郵送ください
- ② F A X：0467-74-9907
- ③ メール：kyouiku@town.samukawa.kanagawa.jp
- ④ 担当課へ持参

▶二次元コードはこちら



(受付時間) 土日祝日を除き、8時30分～17時15分まで

(宛 先) 寒川町教育委員会 教育政策課 教育政策担当

(記入事項) ご意見・住所・氏名（団体等の場合は所在地）・連絡先

※住所が町外の方は、勤務先又は通学先も記入してください。

(募集期間) 令和3年7月1日(木)～7月30日(金)

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「第2次寒川町教育振興基本計画」の策定において参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。

個別の回答は致しかねますのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限り使用し、「寒川町個人情報保護条例」に従い適正に管理いたします。

お問合せ先

寒川町教育委員会 教育政策課 教育政策担当

住 所 〒253-0196
寒川町宮山165番地

電 話 0467-74-1111 (内線511)

F A X 0467-74-9907

「高座」のこころ。

高座郡さむかわ